

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県山本郡藤里町

2 構造改革特別区域の名称

白神山地ワイン特区

3 構造改革特別区域計画の区域

秋田県山本郡藤里町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

藤里町（以下「本町」という。）は、秋田県北部の青森県との県境に位置し、東側が大館市と北秋田市、西側が八峰町と能代市の一部に山岳丘陵地帯で接しており、南は能代市に通じている。北側の県境一体は標高 1,000m を超える山並みが連なる白神山地であり、その一部は平成 5 年 12 月に世界自然遺産に登録された広大なブナ原生林核心部（藤里町 43.44 km²）である。

町の面積は 282.13 km² で、北部一帯の国有林面積は 170.3 km² と広く、総面積の 60.4% を占めている。

(2) 気候

本町の気候は、過去 10 年間における平均で、気温が 10.8℃、年間降雨量は 2,142mm であり、近年では集中豪雨がたびたび発生し、山間部では土砂崩落の発生頻度が多くなっている。冬期間は降雪量が多く、過去 10 年間の平均で、降雪量が 338.5cm、最大積雪深 86.5cm、降雪日数 62 日であり、特別豪雪地帯の指定を受けている地域である。

(3) 人口

本町の人口は、昭和 31 年 3 月の 9,658 人をピークに、平成 27 年度の国勢調査人口では、3,359 人と 65.2% の減少となっており、この時点での年少人口（0 歳～14 歳）は 269 人（8%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）1,625 人（48%）であり、老年人口（65 歳以上）は 1,465 人（43%）となっており、平成 30 年 11 月末の藤里町住民基本台帳の人口は 3,282 人にまで減少している。また、2040 年には人口が 1,500 人以下にまで減少し、高齢化率が 61.1 ポイントになると推計されており、地域農業における担い手の確保が今後更に難しくなることが予想される。

(4) 産業

本町の平成 27 年度の国勢調査における労働力人口は 1,558 人で、就業者数は 1,506 人となっており、産業別には第 1 次産業が 12.8%、第 2 次産業が 25.9%、第 3 次産業が 61.3%となっている。

基幹産業は農業であり、白神山地に水源を発する藤琴川・粕毛川が町の中心部である藤琴地区で Y 字形に合流し、両河川流域に河岸段丘の変化に富んだ農地が拓けている。

平成 28 年度の農業産出額（推計）の合計額 63 千万円のうち、米が 47 千万円、畜産が 6 千万円、次いで野菜が 5 千万円となっている。

ワイン原料用ぶどうは、「ヘルシーブーム」であった昭和 63 年から生産に取り組み、特産物として振興しながら、県外のワイナリーと協力して「白神山地ワイン」を開発し、平成元年から町内の小売店等において販売を開始してきた。

その後、平成 5 年 12 月に白神山地が日本で初めてユネスコの世界自然遺産に登録されたことにより知名度が飛躍的に向上し、「白神山地ワイン」は藤里町を代表する特産品として、贈答品や土産品として多く用いられることになった。

平成 11 年からは現在の主力品種である「ヤマ・ソービニオン」を導入した。この品種は、日本古来の在来種である「山ぶどう」と、フランス原産の「カベルネ・ソーヴィニオン」の交配種で、糖度も高く、収穫量の安定している品種である。特に東北地方での栽培に適しているとされており、野生的な風味とすっきりした酸味と上質で芳醇な香りが特徴的な、ワイン原料用ぶどうに適した品種である。

本町ではこれまで栽培してきた農業者に加え、新たに参入した農地所有適格法人が「ヤマ・ソービニオン」のワイン原料用ぶどうとしての優位性に着目し、リタイアした農家の圃場を引き継ぐかたちで栽培を開始しており、醸造施設の建設も視野に、更に面積を拡大する予定である。

収穫量については、町を代表する主要な特産物として、平成 19 年には 13 トンを超えていたが、栽培農家の高齢化などにより、平成 29 年度には 2 経営体にまで減少した。

直近 5 ヶ年（平成 26 年～平成 30 年）の平均収穫量は約 4.6 トンにまで減少したが、前述の農地所有適格法人の参入により今後は増産となる見込みである。

なお、「白神山地ワイン」の直近 5 ヶ年（平成 25 年～平成 29 年）における本町内での流通量は約 3 万本で、その年により変動があるものの、約 5.3 千本から 6.9 千本が毎年消費されている。人口 3 千人強の本町において、年間で約 1 千万円から 1.3 千万円ほどの売上額があるということからも、現在も贈答品や土産品として多くの需要があることを示すものである。

(5) 地域づくり

平成 26 年 3 月に藤里町町づくり計画を策定し、10 年後の平成 35 年度を目標年度として、「持続可能なまち・ふじさと」をテーマに、7 項目のビジョンと 14 種類のプロジェクトを設定し、魅力あふれる藤里町の創造に努めている。

また、平成 28 年 1 月にまち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略を策定。農林業の再生による地元就労の促進による定住率増加や、「藤里ブランド」の確立と販売促進を進め、「交流から定住へ」の仕掛けづくりなどにより、人口減少への対応と基幹産業である農業の活性化と担い手確保に努めることで、地域全体の活性化を図ることとしている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本町では、特産物であるワイン原料用ぶどうを活用した「白神山地ワイン」を企画していたが、「酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 6」に基づき、平成 27 年 10 月 30 日に「果実酒等の製法品質表示基準」（平成 30 年 10 月 30 日から適用）が定められたことにより、従来どおり「白神山地ワイン」と表示することができなくなった。これは、長期間にわたり「白神山地ワイン」原料生産を続けてきた農家や、新規参入した法人組織にも大きな打撃となっており、地域経済にとっても大きな損失である。

4 の（4）で述べたように、「白神山地ワイン」の需要は現在も非常に多く、この背景には、世界自然遺産である白神山地のネームバリューが贈答品や土産品に与える価値が大きいことを表しているものでもある。

本町内に醸造施設を建設し「白神山地ワイン」を復活させるためには、酒税法第 7 条第 2 項にある『一年間に製造しようとする酒類の見込み数量』が「果実酒六キロリットル」以上であることが要件となるが、本町におけるワイン原料用ぶどうの直近 5 ヶ年（平成 26 年度～平成 30 年度）の平均収穫量は 4,604.98kg で、搾汁率を 65%とした場合の見込み数量が約三キロリットルであることから、製造免許を取得することができない。

しかしながら、本計画を策定し、構造改革特別区域法第 28 条の 2 の規定を受けることができれば、これを「二キロリットル」に引き下げられることとなり、現在の収穫量においても製造免許の取得が可能となることから本規制の特例措置が必要である。

これにより、原料の生産からワイン醸造までを本町内で完結することが可能となれば、これまで以上に白神山地というネームバリューを活かしたワイン販売が可能となり、「新しい白神山地ワイン」としてその価値を高めることができる。そして、これは同時に、特産物であるワイン原料用ぶどうの魅力と能力を最大限に活用することができるものであり、ぶどうそのものの価値向上にも繋がるため、農家所得の増大が見込まれ、課題である地域農業の担い手の確保が期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、高齢化の進行に伴い、地域農業における担い手の確保が困難となっている。そのため、遊休農地の拡大や農地の荒廃化等が懸念されており、その解消が課題となっている。課題を解決するため、本特例措置を活用し、特産物であるぶどうを用いた「白神山地ワイン」を復活させる。原料の生産からワイン醸造まで全てを本町で行う、「新しい白神山地ワイン」を改めて特産品としてPRしていくとともに、これまで果樹園での作業等が中心であったグリーン・ツーリズムに醸造所等の見学を組み合わせたワイン・ツーリズムの視点を加え、観光入込客数の増加を図るなど、「白神山地ワイン」を中心とした地域活性化策を展開する。このことにより、農家所得の増大や、本町のブランド価値の向上及び交流人口の増加を図り、地域農業における担い手を確保する。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、生産から醸造までを区域内で完結できることで、特産物を生産する農家の所得向上及び法人組織の経営向上が見込まれ、地域農業の担い手の確保に繋がる。

また、各種行事での乾杯やお土産用などに「白神山地ワイン」の提供が可能となり、ワイン愛好家をはじめとした幅広い層が醸造施設を見学することで観光入込客数の増加も見込まれることは、交流人口を増加させ、本町に興味を持ってもらうことを一つのきっかけとし、移住・定住を促進する効果もあると考えられる。これらにより新規就農の増加なども見込まれることで、地域農業の担い手の増加を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特産物であるワイン原料用ぶどうの生産振興については、地元で醸造を行えなかったことなどから販売価格においての課題が大きかったが、町内で醸造を行えることとなれば、地域に併せた適期作業と納入により品質の均一化が図られるほか、輸送コストも低減されることで農業所得の向上に繋がる。

また、近年の田園回帰の潮流により、田舎で農業経営に携わりたいという相談も増えており、ワイン原料用ぶどうの栽培に興味を持つ方もいるほか、法人組織が栽培に着手するなど、地域農業にとって良い兆しが現れつつある。

本特例措置により醸造所の建設ができれば、これまでグリーン・ツーリズムの一部として果樹園での作業体験等しかなかったものに加え、ワイン愛好家をはじめとした多くの方々が醸造施設を見学に訪れるワイン・ツーリズムの振興も見込まれ、新たな観光資源として交流人口の拡大にも繋がる。

これらによる経済的社会的効果は、農業振興と観光振興を含めた区域全体の活性化に繋がる。

【特産酒類の製造に関する目標】

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
特産酒類製造事業者数	－	1 件	1 件
特産酒類（果実酒）製造数量	－	2kl	2.5kl

【新規就農者の確保に関する目標】

	平成 29 年度（実績）	平成 32 年度（目標）
新規就農者数（年度別）	1 経営体	3 経営体

【観光客数に関する目標（藤里町観光客数実績及び能代山本定住自立圏共生ビジョンより）】

	平成 27 年度（実績）	平成 32 年度（目標）
観光客数	193,682 人	200,296 人

※実績値は藤里町観光客数実績を用い、目標値には能代山本定住自立圏共生ビジョンの推計値の伸び率を乗じた数値に、本特例措置による観光客数増加を含んだものである。

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業